

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額および負担者
求人申込の受理以降、求人者に求職者を紹介するサービス	[成功報酬] (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の理論年収 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の100%を超えない額 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者に雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の100%を超えない額 手数料負担者については、求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言サービス	[成功報酬] 当該求職者の理論年収の100%を超えない額 手数料負担者については、求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索サービス	[成功報酬] (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の理論年収の100%を超えない額 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者に雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金 (内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の100%を超えない額 手数料負担者については、求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言サービス	[成功報酬] 当該求職者の理論年収の100%を超えない額 手数料負担者については、関係雇用主とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。